

自治基本条例って何ですか vol.5

前回のVol.4では自治基本条例の前文について解説しました。今号では条例第1条を紐解いていきます。

自治基本条例－第1条

この条例は、八雲町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を定め、町民の役割並びに議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、住みよい八雲町をつくるための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

解説

平成12年4月に地方分権一括法が施行されました。地方分権の趣旨は、国と地方自治体の関係を対等協力のものとし、これまでの中央集権的な自治ではなく、地方自治体の裁量を拡大し、個性豊かな自治

を行うことにあります。

地方分権社会においては、自己決定と自己責任に基づいて自治を推進していく必要があります。このことから、町政運営にあたっては、今まで以上に情報の共有や町民参加が求められています。これらを推進するための基本的な制度やルールが明確ではありませんでした。そのため、八雲町のまちづくりに関する目標である基本理念、様々な制度や政策を立案、実行するうえでの基本的な考え方となる基本原則、それらを推進するためのルールを条例として定める必要があります。

また、自治における町民、議会、行政のあり方を明確にすることによって、それぞれの役割を發揮した自治の実現を目指すことも併せて求められています。

議会と行政に全てを委ね、物事を決めるのではなく、町民が主体となって政策の決定や実行などの過程に積極的に関わる必要があることから、本条例の最大の趣旨は、町民主体の自治を実現することとしています。

ご注意ください

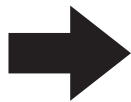
平成26年4月から ペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

医療技術の進歩により、ペースメーカー等（体内植え込み型除細動器（ICD）を含む）や人工関節等（人工骨頭を含む）を入れても、大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、医学的見知から検討を行い、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととなりました。

◎ペースメーカー等を入れた方(心臓機能障害)

平成26年3月まで

一律1級に設定



平成26年4月から

1級、3級、4級のいずれかに設定

※ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて設定。

◎人工関節等を入れた方(肢体不自由)

平成26年3月まで

【股関節・膝関節】

一律4級に設定

【足関節】

一律5級に設定



平成26年4月から

【股関節・膝関節】

4級、5級、7級、非該当のいずれかに設定

【足関節】

5級、6級、7級、非該当のいずれかに設定

※術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて設定

【問い合わせ先】 保健福祉課障がい者福祉係(シルバープラザ内) ☎0137-64-2111